

番 号 : 170375

国 名 : モザンビーク

担当部署 : 地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第二チーム

案件名 : 持続可能な森林管理及び森林保全プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3～4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年7月下旬から2017年9月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.75M/M、現地 0.87M/M、合計 1.62MM
- (3) 業務日数 : 準備期間 10日 現地業務期間 26日 整理期間 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積 書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 6月28日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年7月10日(月)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	森林分野に係る各種評価調査
対象国/類似地域	モザンビーク/全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

モザンビークは、国土の約51%にあたる約40百万haを森林が占めているが、毎年22万haの森林が消失している。森林減少の主な理由には、薪炭材採取、鉱山開発、過度の焼畑利用、農地転用、違法伐採、森林火災などが挙げられ、根本的な要因として、農村部の住民の森林資源への依存度の高さや森林行政の統治力の弱さがあると考えられる。

モザンビークにおける森林減少は、年間約12百万tのCO2排出量にも匹敵すると言われ、2012年以降、世界銀行（以下、「世銀」）の森林炭素パートナーシップ基金（FCPF）REDD準備計画（R-PP）が進められるなど、国際機関やドナーの支援を得て、REDD+の取組を進めている。また、2015年10月にUNFCCCに提出されたモザンビークのGHGガス削減の自主的に決定する約束（Nationally Determined Contributions：NDC）においては、2020年から2030年までに76.5 MtCO2のGHG削減を目標としており、気候変動緩和策のひとつとしてREDD+が位置づけられている。さらに、モザンビーク政府はREDD+を活用して持続的な経済発展と森林保全の両立の実現を推進することを目指し、2016年にREDD+国家戦略を策定している。

我が国においても、2010年以降、モザンビーク政府のREDD+も通じた森林保全への取組を、政策アドバイザーの派遣、機材供与、技術協力、人材育成を通じ支援している。2013年3月から2018年3月まで、開発調査型技術協力「REDD+モニタリングのための持続可能な森林資源情報プラットフォーム整備プロジェクト（以下、現行プロジェクト）」を実施し、適切な森林モニタリングを実施するためのREDD+の促進に向けた森林資源情報プラットフォームの整備や、ガザ州及びカーボデルガド州における森林被覆図や森林参照排出レベル／森林参照レベル（FREL/FRL）の設定などに関する支援を行ってきた。これらの我が国を含む国際社会からの支援を通じて、土地・環境・農村開発省（MITADER）の持続的な森林管理やREDD+を促進するための能力が強化されつつある。

しかしながら、モザンビークは広大な国土を有し、未だ人員や予算が極めて限られるMITADERや地方行政機関が、国際基準を満たすREDD+の実施や、REDD+も通じた森林管理を持続的に行っていく上では、政策面、技術面、人材育成面でのさらなる支援が求められている。このため、モザンビーク政府は、持続可能な森林管理及び森林保全とNDC目標の達成を目標に、現行プロジェクトで整備する「森林資源情報プラットフォーム」の発展・活用による国レベルの森林モニタリングシステムの構築・運用と、準国（州）レベルでの森林減少抑制の取組に関する技術協力プロジェクト（以下、本案件）を日本政府に要請した。

本詳細計画策定調査は、要請の背景を詳細に確認し、プロジェクト内容の検討に必要な情報収集を行い、プロジェクトの内容を先方政府と協議の上、合意文書を締結することを目的として実施する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員や現行プロジェクトのコンサルタント団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2017年7月下旬～8月上旬）

① 要請書や関連文書・報告書の収集・分析や、関係者へのヒアリングを通じ、要請背景・内

容、本案件に関係する現行プロジェクトのこれまでの進捗、本詳細計画策定調査前にJICA地球環境部が実施する現地調査の結果、関連する他ドナー等の支援、気候変動・REDD+に関する国際的動向、FCPF、森林投資プログラム（FIP）、緑の気候基金（GCF）等の外部資金の動向に関する情報を把握する。これら外部資金に係る情報はウェブで多数公開されていることから、関連資料をウェブを通じて収集の上、十分レビューを行う。さらに、現在派遣中の森林分野のアドバイザーにより、先方政府との議論を踏まえた本新規案件の枠組の検討や現地調査が行われていることから、本アドバイザーが作成している報告書や資料の内容も十分レビューする。

- ② ①を踏まえ、現地で収集・整理すべき情報を検討し、モザンビーク側関係機関（C/P機関等）や他ドナー等に対する質問票（案）（英文。ポルトガル語訳が必要な場合はJICAにて英語からポルトガル語に翻訳する）を作成する。質問票はJICAモザンビーク事務所を通じて配布する。
- ③ ①及び②を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針（案）を検討する。また、主に担当分野について、JICAによる対処方針（案）の作成に協力する。
- ④ PDM(案)（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）、協議議事録（M/M）（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑤ 調査団内の打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

#### （2）現地派遣期間（2017年8月上旬～8月下旬）

- ① JICAモザンビーク事務所や派遣中の現行プロジェクトの関係者との打合せを行う。
- ② モザンビーク側関係機関に対し、調査の方法・手順、評価基準についての説明を行う。
- ③ モザンビーク側関係機関や他ドナー等から質問票を回収・分析、ヒアリングするとともに、下記の情報・資料を収集し、現状を把握・分析する。
  - ア. モザンビークの開発計画・政策・制度（森林保全、パイロット候補州（注）地域開発、気候変動、REDD+等に関連するもの）  
（注）パイロット候補州は、現在のところ、カーボデルガド州、ナンブラ州、ニアッサ州のいずれかの想定であるが、本調査前のJICA地球環境部による現地調査により本調査までにさらなる絞り込みを行う予定。
  - イ. 案件関連分野（森林保全・気候変動対策・農業等）における開発動向
  - ウ. 案件関連分野の関係省庁・行政機関（MITADER森林総局、国家持続可能開発基金（FNDS）、保全地域国家管理庁（ANAC）、パイロット州土地・環境・農村開発局等）の体制（役割、人員、組織体制、普及体制、予算等）
  - エ. 案件関連分野における他ドナー・機関（世銀、FAO、AfD等）の援助動向
  - オ. パイロット候補州における案件関連分野の動向
- ④ JICA団員到着前に実施した面談や視察内容を適宜共有するとともに、JICA団員到着時にはこれらのポイントを中間報告する。
- ⑤ 調査団内及びモザンビーク側関係機関と協議の上、（1）④で作成されるPDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）、M/M（案）（英文）の改定を支援すると共に、R/D（案）（英文）の作成に協力する。本案件は、国家森林モニタリングシステム構築のための支援を実施中の世銀との連携・調整が必要であり、また、本案件の実施には、FCPF、FIP、GCF等の外部資金との関連性（本事業の実施後の当該外部資金を使ったモザンビーク側による事業実施可能性等）にも留意して上記資料の作成に協力する。
- ⑥ 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から評価を行い、現地調査報告書（和文）の当該部分に反映させる。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果をとりまとめ、JICAモザンビーク事務所等に報告する。

#### （3）帰国後整理期間（2017年9月上旬）

- ① 帰国報告会に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。

- ② 案件概要表（案）（和文）、リスク管理チェックシート（案）（和文）（様式はJICAから提供する）及び事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書を作成する（収集資料含む）。
- ④ 本プロジェクトで想定される活動に係る具体的投入計画（期間、投入、目標達成のための外部条件等）について技術的な観点から提案する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。成果品は電子データにて提出する。

- (1) 担当分野に係る現地調査報告書（和文）（PDM案（和英）及びP0案（和英）含む）
- (2) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（和文）（面談・視察記録、収集資料含む）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本（東京）～香港～ヨハネスブルグ～マプト～ヨハネスブルグ～香港～日本（東京）を標準とし、最も効率的、経済的な経路を選択してください。但し、昨今のトルコの空港爆破事件を受け、トルコ経由の航空経路は控えて下さい。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

### ①現地業務日程

現地派遣期間は2017年8月6日～8月31日頃（移動を含む）を予定しています。JICAの調査団員は本業務従事者より数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時に調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) REDD+政策（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 評価分析（コンサルタント）

### ③便宜供与内容

JICAモザンビーク事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎

あり

- イ) 宿舎手配

なし（基本的に予約は本業務従事者が直接行います。ただし、業務を円滑に実施するため、他団員と同一宿泊先となるようしてください。他団員の宿泊先についてはJICAから宿舎に関する情報を提供します）

- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

- エ) 通訳備上

あり（必要に応じて英語～ポルトガル語）

オ) 現地日程のアレンジ

基本的にはJICAがアレンジします。一部、現地調査中に直接団員がアレンジする日程もあります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①公開資料

本業務に関する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイト

(<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- モザンビーク国 REDD+モニタリングのための持続可能な森林資源情報プラットフォーム整備プロジェクト 詳細計画策定調査報告書（2012年）

②配布資料

本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第二チーム（TEL:03-5226-9534、担当：三浦）にて配布します。

- 要請書（写）
- 「モザンビーク国REDD+モニタリングのための持続可能な森林資源情報プラットフォーム整備プロジェクト」関連資料
- 森林管理能力強化アドバイザー 収集・作成資料

(3) その他

- ① 詳細計画の評価分析の業務経験を有することが望ましいです。
- ② 語学力については、ポルトガル語ができるとなお望ましいです。
- ③ 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ④ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAモザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。加えて、安全管理を徹底すべく、本業務従事者は現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録してください。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。